

証券コード 4080

株式会社田中化学研究所

第65期
定時株主総会

招集ご通知

日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

福井県福井市宝永3丁目1-1
福井県国際交流会館 B1
多目的ホール

議案

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

目次

定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……………	2
事業報告 ……………	5
計算書類 ……………	23
監査報告 ……………	33

証券コード 4080
2021年6月10日

株 主 各 位

福井県福井市白方町45字砂浜割5番10

株式会社田中化学研究所

代表取締役 社長執行役員 横川 和史

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日(木曜日)午後5時5分までに到着するようご返送の程お願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染が収束していない状況を踏まえまして、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月25日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 福井県福井市宝永3丁目1-1
福井県国際交流会館 B1 多目的ホール
3. 目的事項
報告事項 第65期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tanaka-chem.co.jp/>)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響など諸般の事情を鑑み、例年開催しております株主総会終了後の懇談会を中止させていただくことといたしました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く（以下、本議案において同じ））5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、代表取締役及び社外取締役2名で構成される任意の指名報酬委員会の諮問を経ております。また、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | よこがわ かず ふみ<br>横 川 和 史<br>(1961年3月30日) | 1985年4月 住友化学工業株式会社入社<br>(現住友化学株式会社)入社<br>1991年9月 ドイツ・ミュンヘン大学派遣<br>1993年10月 派遣先<br>2014年4月 大分工場医薬化学品生産技術部長<br>2015年4月 大阪工場長<br>2017年4月 理事 大阪工場長<br>2019年4月 当社入社 顧問<br>2019年6月 代表取締役社長執行役員(現任)             | 500株          |
| 2     | くの 野 かず お<br>久 野 和 雄<br>(1950年4月2日)   | 1973年4月 三宝伸銅工業株式会社<br>(現三菱マテリアル株式会社)入社<br>1982年3月 取締役<br>1996年10月 代表取締役社長<br>2001年3月 取締役会長<br>2002年3月 取締役相談役<br>2002年6月 ニチエス株式会社代表取締役社長<br>(現任)<br>2003年6月 当社社外取締役(現任)<br>2008年3月 三宝伸銅工業株式会社<br>取締役相談役退任 | 10,000株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                | 所有候する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | 小坂伊知郎<br>(1961年7月18日) | 1986年4月 住友化学工業株式会社<br>(現住友化学株式会社)入社<br>2006年6月 化成品事業部部长<br>2011年10月 化成品事業部部长<br>2015年4月 理事 化成品事業部部长<br>2018年4月 執行役員(現任)<br>2018年6月 当社取締役(現任) | 0株             |
| 4     | 田中浩<br>(1953年7月3日)    | 1978年4月 東京海上火災保険株式会社<br>(現東京海上日動火災保険株式会社)入社<br>2006年7月 双日インシュアランス株式会社入社<br>2013年7月 当社入社<br>2018年6月 当社取締役(現任)                                 | 300,000株       |

注1. 各取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 住友化学株式会社は当社の親会社であります。

3. 横川和史氏、および小坂伊知郎氏の現在および過去10年間の住友化学株式会社における地位および担当は、上記に記載のとおりであります。

4. 取締役候補者久野和雄氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は、久野和雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 久野和雄氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かし、取締役会のさらなる機能強化を図る役割に期待し、取締役に選任をお願いするものであります。

6. 久野和雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって18年となります。

7. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。

当社は、当該定款に基づき取締役候補者である小坂伊知郎氏、田中浩氏及び社外取締役候補者である久野和雄氏との間で責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、3氏との当該契約を継続する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

8. 当社は、当社取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、個人被保険者である取締役等が、その地位に基づいて行った行為（不作為行為）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料に関しましては、全額当社が負担しております。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における二次電池業界は、新型コロナウイルス感染症の影響から世界における自動車販売台数は前事業年度比減少となる中、EV（電気自動車）は中国及び欧州市場を中心に本格的な普及期が到来し、その流れは加速しております。その背景には世界的な環境規制に対し、各国が脱炭素社会の実現を目指しガソリン車の販売中止とEVはじめ環境対応車の導入拡大目標を打ち出し、補助金政策等の優遇策により環境対応車の普及を推進しております。こうした状況下、関連する産業においては異業種からの新規参入の動きも活発化し、車載用電池や電池材料事業においても積極的な増産投資計画が相次いで打ち出されており、供給体制の拡充と次世代電池の技術開発、また、使用原料である鉱物資源を確保する動きなど国際間での競争が一層激化し、産業構造に大きな変革をもたらすような状況となっております。

このような市場環境の中、当社といたしましては、中長期的にはさらに伸長すると予測されている環境対応車用途の需要に対応するため、前々事業年度からリチウムイオン及びニッケル水素電池向け製品の増産体制を構築すべく、インフラを含めた新規の設備増強投資や既存の設備改造による生産能力の向上及び組織人員体制の強化を図ってきております。

足下の業績をみると、世界的なコロナ禍の影響を受け、二次電池を搭載した車載用途、民生用途ともに最終製品の需要減少や顧客の生産工場の操業停止といった事態を招いた結果、期初想定より販売は減少、生産調整を余儀なくされましたが、当第3四半期後半より緩やかながらも需要は回復基調にあり、とくに車載用途においては第4四半期にかけて増加いたしました。また、第2四半期間において、Northvolt社との前駆体製造技術支援契約に基づくライセンス及び技術支援の進捗に応じた売上高10億円を計上しております。以上より販売面では期初の想定からは減少したものの、前事業年度比では増加となりました。一方、コスト面では中期的な増産に向けた設備投資や組織人員体制の強化に伴い、主に減価償却費や労務費が前事業年度比で増加しており、業績採算面ではコスト先行の依然として厳しい状況が続いております。

今後の先行きについては、新型コロナウイルス感染症の収束時期を含め同感染症が経済社会へ与える影響を予測することは困難ですが、マクロ経済は短期的に下振れするものと考えられます。こうした中、当社が属する二次電池業界においては、世界各国で厳格化が加速している環境規制への対応や各国の経済復興策によりEV普及が後押しされているといった背景から、翌事業年度以降においては再び成長基調に回帰し需要が拡大していくものと仮定しております。

以上の結果、売上高22,754百万円（前事業年度比13.4%増）、営業損失20百万円（前事業年度は営業損失1,365百万円）、経常損失30百万円（前事業年度は経常損失1,503百万円）、当期純損失は414百万円（前事業年度は当期純損失1,628百万円）となりました。

主要な製品用途別の販売数量の概況は以下のとおりです。なお、当社は二次電池事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

#### 「リチウムイオン電池向け製品」

前事業年度比で17.2%の増加となりました。用途別の増減は次のとおりです。

- ・ 車載用途は、コロナ禍の影響で販売減少があったものの、当第3四半期より回復基調で推移したことや前事業年度に一時的に減少していた主要顧客への販売が増加したことから、前事業年度比で38.6%の増加となりました。
- ・ 民生用途は、コロナ禍の影響で最終製品の需要減少や顧客の生産工場の操業停止の影響により前事業年度比で10.3%の減少となりました。

#### 「ニッケル水素電池向け製品」

前事業年度比で0.5%の減少となりました。用途別の増減は次のとおりです。

- ・ 車載用途は、コロナ禍の影響によるHV（ハイブリッド自動車）需要の減少を背景に主要顧客からの受注が減少しておりましたが、当第3四半期より需要が回復してきたことから、前事業年度比で2.7%の増加となりました。
- ・ 民生用途は、市場縮小から数量自体が少量ですが、前事業年度比で41.2%の減少となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、当期純損失が継続していること及び繰越利益剰余金がマイナスであることを勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

(ご参考)

(ニッケル国際相場：円換算)

(単位：円/kg)

|          | 4～6月平均 | 7～9月平均 | 10～12月平均 | 1～3月平均 |
|----------|--------|--------|----------|--------|
| 2021年3月期 | 1,324  | 1,525  | 1,681    | 1,883  |
| 2020年3月期 | 1,360  | 1,691  | 1,686    | 1,400  |

(コバルト国際相場：円換算)

(単位：円/kg)

|          | 4～6月平均 | 7～9月平均 | 10～12月平均 | 1～3月平均 |
|----------|--------|--------|----------|--------|
| 2021年3月期 | 3,659  | 3,527  | 3,663    | 5,096  |
| 2020年3月期 | 4,028  | 3,729  | 4,186    | 4,199  |

※ニッケル LME（ロンドン金属取引所）月次平均×TTS月次平均

コバルト LMB（ロンドン発行メタルブリテン誌）月次平均×TTS月次平均

## ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は5,473百万円で、リチウムイオン及びニッケル水素電池向け製品の増産設備を中心に投資を行いました。その主なものは次のとおりです。

|                   |          |
|-------------------|----------|
| リチウムイオン電池向け製品生産設備 | 3,638百万円 |
| ニッケル水素電池向け製品生産設備  | 496百万円   |
| 研究開発設備            | 47百万円    |
| 物流倉庫              | 866百万円   |
| その他               | 424百万円   |

## ③ 資金調達の状況

当社は、リチウムイオン電池やニッケル水素電池など環境対応車用二次電池市場の拡大に対し、さらなる事業拡大に向けた設備投資を行っており、これらの事業展開にかかる資金需要に充当することを目的として、12,000百万円のシンジケートローン契約を締結しております。当事業年度末の本契約に基づく借入実行額は12,000百万円です。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

|                           | 第62期<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) | 第63期<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) | 第64期<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) | 第65期(当期)<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |
|---------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 21,413                                | 32,632                                | 20,073                                | 22,754                                    |
| 当期純利益又は当<br>期純損失(△) (百万円) | 681                                   | △524                                  | △1,628                                | △414                                      |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△)  | 26円90銭                                | △19円17銭                               | △50円06銭                               | △12円74銭                                   |
| 総資産 (百万円)                 | 16,477                                | 26,021                                | 26,259                                | 33,894                                    |
| 純資産 (百万円)                 | 8,438                                 | 14,662                                | 13,029                                | 12,622                                    |
| 1株当たり純資産額                 | 332円88銭                               | 450円71銭                               | 400円52銭                               | 388円00銭                                   |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して計算しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社の状況

| 会社名      | 資本金       | 当社に対する<br>議決権比率 | 当社との関係           |
|----------|-----------|-----------------|------------------|
| 住友化学株式会社 | 89,699百万円 | 50.4%           | 株式の被所有<br>出向者の受入 |

#### (4) 対処すべき課題

当社の主たるマーケットである二次電池市場は、世界的な環境規制に対し脱炭素社会の実現に向けた動きからEV、PHV（プラグインハイブリッド自動車）やHVの環境対応車の普及期が到来しており、その流れは加速しております。こうした状況下、今後は車載用途を中心に定置型蓄電池、さらにはドローンなど用途の多様化も含めて需要拡大が見込まれております。

リチウムイオン電池に関しては、脱炭素化の対応からEV、PHVやHVが普及していくことに伴い、車載用途を中心として市場が大きく拡大するものと見込まれており、世界各国において供給体制の拡充と次世代電池の技術開発で国際間での競争が一層激化しております。

ニッケル水素電池に関しては、HVの車載用途で緩やかながらも増加基調での需要が継続しております。

このような市場環境の中、前々事業年度からリチウムイオン及びニッケル水素電池向け製品の増産体制の構築に向け取組んでおり、インフラを含めた設備増強投資と設備稼働に向けた組織人員体制を強化しております。これらをもとに既存顧客への拡販及び新規顧客の獲得に向け取組んでおり、現事業所での供給体制の最適化を図ってまいります。一方、費用対効果や即効性を踏まえ、従来の考え方にとらわれず徹底的に合理化を図ることでコスト競争力を高めるとともに、顧客のニーズにそった製品開発と高効率な生産性をもって製造技術を追求してまいります。

##### ①販売拡大及び開発促進

- ・リチウムイオン電池向け材料の顧客要望に適った開発促進と受注獲得
- ・ニッケル水素電池向け材料の増産体制の構築と安定供給の体制整備

##### ②コスト競争力強化

- ・不良品発生 of 徹底抑制
- ・棚卸資産の在庫水準適正化
- ・安全安定操業の向上
- ・主原料使用の多様化、副原料調達の合理化
- ・投資額、管理可能経費の適正化

## (5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社は、二次電池用の正極材料の製造販売を主な事業としております。

## (6) 主要な事業所及び工場 (2021年3月31日現在)

本社・福井工場 福井県福井市白方町45字砂浜割5番10  
 大阪支社 大阪府大阪市中央区久太郎町1丁目6番26号  
 船場L Sビル10階  
 東京事務所 東京都品川区東五反田1丁目10番7号  
 アイオス五反田4階

## (7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 307名(38) | 25名増      | 36.5歳 | 7年8ヶ月  |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| (株)三菱UFJ銀行 | 5,216百万円 |
| (株)三井住友銀行  | 2,950    |
| (株)福井銀行    | 2,480    |
| (株)北陸銀行    | 1,228    |
| (株)福邦銀行    | 1,126    |
| (株)北國銀行    | 500      |
| (株)滋賀銀行    | 300      |



### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

| 会社における地位         | 氏名        | 担当及び重要な兼職の状況                                      |
|------------------|-----------|---------------------------------------------------|
| 代表取締役 社長執行役員     | 横 川 和 史   |                                                   |
| 取 締 役 会 長        | 茂 苅 雅 宏   |                                                   |
| 取 締 役            | 久 野 和 雄   | 二チエス(株)代表取締役社長                                    |
| 取 締 役            | 小 坂 伊 知 郎 | 住友化学(株)執行役員                                       |
| 取 締 役            | 田 中 浩     |                                                   |
| 取<br>(常勤監査等委員) 役 | 大 嶋 哲 夫   |                                                   |
| 取<br>(監査等委員) 役   | 増 田 仁 視   | 公認会計士増田仁視事務所・アイテック(株)監査役・日華化学(株)社外監査役・日本公認会計士協会理事 |
| 取<br>(監査等委員) 役   | 井 上 毅     | 井上法律事務所・福井県労働委員会委員・民事調停委員・司法委員                    |

- (注) 1. 当社は、2020年6月26日開催の第64回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役久野和雄氏及び上記監査等委員である取締役3名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役久野和雄氏及び上記監査等委員である取締役3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である取締役増田仁視氏は公認会計士の資格を有しており、企業の創業・開業の支援、経営計画の策定支援、資金繰り計画の支援を行うなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役井上毅氏は弁護士の資格を有しており、専門的な知識と豊富な経験を有するものであります。
6. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、重要な社内会議への出席、業務執行取締役及び使用人等からの情報収集、内部監査部門との連携を図るべく、監査等委員である取締役大嶋哲夫氏を任意で常勤の監査等委員に選定しております。
7. 当期中に退任した監査役は、次のとおりであり、3名全員が監査等委員である取締役に就任しております。

監査役 大嶋哲夫（2020年6月26日監査等委員会設置会社移行に伴う任期満了）

監査役 増田仁視（2020年6月26日監査等委員会設置会社移行に伴う任期満了）

監査役 井上毅（2020年6月26日監査等委員会設置会社移行に伴う任期満了）

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額及び対象となる役員の員数

- ① 監査等委員会設置会社移行前（2020年4月1日から第64回定時株主総会（2020年6月26日）終結の時まで）

| 区 分                | 員 数（人）   | 報 酬 等 の 総 額（千円）   |
|--------------------|----------|-------------------|
| 取 締 役<br>〔うち社外取締役〕 | 5<br>[1] | 12,879<br>[1,026] |
| 監 査 役<br>〔うち社外監査役〕 | 3<br>[3] | 4,269<br>[4,269]  |
| 合 計<br>〔うち社外役員〕    | 8<br>[4] | 17,148<br>[5,295] |

1. 取締役及び監査役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としておりました。
2. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第52期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議されておりました。
3. 監査役の報酬限度額は、1996年6月20日開催の第40期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されておりました。
4. 取締役及び監査役の個別報酬等については、前事業年度の金額を踏まえ、当社業績を勘案して決定いたしました。

- ② 監査等委員会設置会社移行後（第64回定時株主総会（2020年6月26日）終結の時から2021年3月31日まで）

| 区 分                                    | 員 数（人）   | 報 酬 等 の 総 額（千円）    |
|----------------------------------------|----------|--------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員である取締役を除く)<br>〔うち社外取締役〕 | 5<br>[1] | 38,637<br>[3,078]  |
| 取 締 役<br>(監査等委員)<br>〔うち社外取締役〕          | 3<br>[3] | 16,929<br>[16,929] |
| 合 計<br>〔うち社外取締役〕                       | 8<br>[4] | 55,566<br>[20,007] |

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において、当社定款第20条1に定める7名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象に、年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち社外取締役は1

名)であります。なお、各取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることといたします。

3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役会にて当社の業績や職務執行状況等を協議した上で代表取締役横川和史氏に一任し、決定いたしました。委任した理由は、当社の全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の活動について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において、当社定款第20条2に定める4名以内の監査等委員である取締役を対象に、年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等については、監査等委員である取締役全員の協議により決定いたしました。

<役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針>

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、下記の通り役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を決議しております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としております。

#### 2. 取締役の報酬水準、制度の決定

取締役の報酬水準や制度については、取締役会の諮問機関である「指名報酬委員会」(代表取締役1名及び社外取締役2名で構成)の答申を受けて取締役会が決定いたします。

#### 3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額、個人別の報酬等の決定

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額については、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において決議されたとおり、年額150,000千円以内(うち社外取締役分年額15,000千円以内)とし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることといたします。

(2) 個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役(監査等委員である取締役を除く)に支給すべき報酬総額の妥当性を取締役会から指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、代表取締役に一任いたします。代表取締役は指名報酬委員会の答申を尊重して個人別の報酬等を決定いたします。

#### 4. 監査等委員である取締役の報酬限度額・個人別の報酬等の決定

(1) 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において決議されたとおり、年額50,000千円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることといたします。

(2) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、監査等委員である取締役に支給すべき報酬総額の妥当性を取締役会から指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、監査等委員全員がその答申内容を踏まえて協議を行い、決定いたします。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

|                     | 兼 職 の 状 況                                         | 当 社 と の 関 係    |
|---------------------|---------------------------------------------------|----------------|
| 取締役 久野和雄            | ニチエス(株)代表取締役社長                                    | 特別の利害関係はありません。 |
| 取締役<br>(監査等委員) 大嶋哲夫 | -                                                 | -              |
| 取締役<br>(監査等委員) 増田仁視 | 公認会計士増田仁視事務所・アイテック(株)監査役・日華化学(株)社外監査役・日本公認会計士協会理事 | 特別の利害関係はありません。 |
| 取締役<br>(監査等委員) 井上毅  | 井上法律事務所・福井県労働委員会委員・民事調停委員・司法委員                    | 特別の利害関係はありません。 |

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### イ. 取締役会及び監査役会、並びに監査等委員会への出席状況

|                | 取締役会 (21回開催) |        | 上段：監査役会 (2回開催)<br>下段：監査等委員会 (10回開催) |        |
|----------------|--------------|--------|-------------------------------------|--------|
|                | 出席回数         | 出席率    | 出席回数                                | 出席率    |
| 取締役 久野和雄       | 21回          | 100.0% | -                                   | -      |
| 監査役<br>大嶋哲夫    | 21           | 100.0  | 2回                                  | 100.0% |
| 取締役<br>(監査等委員) |              |        | 10                                  | 100.0  |
| 監査役<br>増田仁視    | 20           | 95.0   | 2                                   | 100.0  |
| 取締役<br>(監査等委員) |              |        | 9                                   | 90.0   |
| 監査役<br>井上毅     | 21           | 100.0  | 2                                   | 100.0  |
| 取締役<br>(監査等委員) |              |        | 10                                  | 100.0  |

## □. 主な活動状況

- ・取締役久野和雄氏は、当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席し、企業経営者の見地から議案の審議等につき適宜必要な発言を行っております。
- ・監査役／監査等委員である取締役大嶋哲夫氏は、当事業年度において開催された取締役会21回全てに出席している他、その他の重要な社内会議にも出席し、取締役の職務執行状況を常時モニタリングしております。また、当事業年度に開催された監査役会2回、監査等委員会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項等に関する協議を行っております。
- ・監査役／監査等委員である取締役増田仁視氏は、当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、公認会計士としての専門的な見地から意見・アドバイスを行っております。また、当事業年度に開催された監査役会2回全てと、監査等委員会10回のうち9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査事項等に関する協議を行っております。
- ・監査役／監査等委員である取締役井上毅氏は、当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地からの意見・アドバイスを行っております。また、当事業年度に開催された監査役会2回、監査等委員会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項等に関する協議を行っております。

### (4) 責任限定契約の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と業務執行を行わない取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、業務執行を行わない取締役との間で当該契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。

### (5) 役員等賠償責任保険契約制度の概要

当社は、当社取締役や執行役員などのほか、場合により管理者、監督者、従業員らを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、個人被保険者である取締役等が、その地位に基づいて行った行為（不作為行為）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料に関しましては、全額当社が負担しております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 23,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,000千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の遂行が法令、社会規範、定款及び社内規程に適合すること（以下「コンプライアンス」という）を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査等委員会、内部監査部門並びにコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本としております。

- ① 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備についての基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行います。
- ② 取締役会には、監査等委員である取締役を含め複数名の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- ③ 監査等委員会を構成する監査等委員は、各々の有する経験及び知見に基づき、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査いたします。
- ④ 内部監査部門は、監査を通じて各部署の職務の執行が法令、定款並びに社内規程に適合していることを確認いたします。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」の整備並びに研修実施等により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。また、役職員が法令違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築している上、匿名が保障された社内外からの通報制度を設け、従業員に対して制度利用の働きかけを強化しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかわる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかわる情報を記録し、文書管理規程に従って保存・管理したうえ、必要な関係者が閲覧できる体制を構築しております。

### (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組みを構築しており、リスク管理に関する規程を運用し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応並びに再発防止策を講じる体制のもと取組んでおります。
- ② 内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に執行役員、関連部長及び常勤監査等委員である取締役に報告しております。
- ③ 当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、原料部において価格リスクを持つ数量の把握を行う一方、経理・システム部において包括的に状況を把握する体制のもと取組んでおります。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図ります。

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限（取締役に対する権限委譲を含む）と意思決定ルールを関連社内規程に定め、権限と責任を明確にしております。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定によります。また、業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進しております。
- ② 取締役会は、中期経営基本方針ならびに中期事業計画を策定し、毎事業年度において中期経営基本方針ならびに中期事業計画との整合性を持たせた年度事業計画と部署別重点施策を策定のうえ、その執行を監督いたします。

**(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

取締役（監査等委員である者を除く）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会スタッフ」という）として適切な人材を配置いたします。

**(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査等委員会スタッフの適切な職務遂行のため、監査等委員会スタッフは取締役（監査等委員である者を除く）の指揮命令を受けないものとしております。

**(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項**

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内外からの通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものといたします。

**(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は「コンプライアンス管理規程」の下に「内部通報細則」を定め、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしないことを定めております。

**(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員である取締役が職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該取締役の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものといたします。

**(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役と監査等委員である取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととしております。
- ② 取締役は、監査等委員である取締役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。
- ③ 取締役は、監査等委員である取締役の職務の遂行にあたり、監査等委員である取締役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備するものとしております。

**(11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況**

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本方針  
当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況  
反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備・強化を図っております。また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署及び外部専門機関などと連携することにより反社会的勢力の排除に向けた情報収集並びに共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

**(12) 業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要**

- ① 取締役会を21回開催し、法令等に定められた事項や経営方針等の重要事項を決定いたしました。
- ② 内部監査部門は内部監査実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び業務監査を実施いたしました。
- ③ 法令等の遵守を徹底するため、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。

**(13) 監査役監査及び監査等委員会の監査の状況**

- ① 監査役監査の状況  
3名全員が社外監査役であった監査役会は、当事業年度において監査等委員会設置会社への移行までに監査役会を2回開催しており、個々の監査役の出席状況については、「3. 会社役員の状況 (3)②イ. 取締役及び監査役会、並びに監査等委員会への出席状況」に記載の通りです。  
監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び相当性についてです。加えて、当事業年度においては、会計監査人の再任、監査等委員会設置会社への機関設計変更についても協議いたしました。  
また、監査役の活動として、取締役等との意思疎通、取締役会・執行役員会議その他重要な会議への出席、重要な稟議書類等の閲覧、業務及び財産状況の調査、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っております。

② 監査等委員会の監査の状況

全員が社外取締役（監査等委員）である3名で組織する監査等委員会は、当事業年度において監査等委員会を10回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については、「3. 会社役員の状況 (3)②イ. 取締役及び監査役会、並びに監査等委員会への出席状況」に記載の通りです。

監査等委員会における主な検討事項は、監査報告の作成、監査の方針及び監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び相当性、監査上の主要な検討事項に関する会計監査人との協議、取締役の指名・報酬に係る同委員会としての意見の策定についてです。

また、監査等委員の活動として、毎月定例的に監査等委員会を開催し、重要会議への出席、稟議書類閲覧等による経営情報への十分なアクセスを確保することなどにより、経営に対する監督、牽制機能の強化を図っております。

## 6. コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は継続的な企業価値向上を具現化していくために、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築しております。

現在、当社は取締役(監査等委員である取締役を除く)1名と監査等委員である取締役3名の計4名を社外取締役として選任しており、独立性の高い役員による取締役の会社経営を監視できる体制となっております。

また、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年とするとともに、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。

当社と親会社グループとの取引の公正性及び透明性を確保するとともに、当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、取締役会の諮問機関として社外役員審議委員会を設置しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部              |                   |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>12,960,913</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>8,837,267</b>  |
| 現金及び預金             | 2,529,752         | 支払手形                 | 440               |
| 受取手形               | 4,338             | 電子記録債務               | 1,012,596         |
| 電子記録債権             | 267,554           | 買掛金                  | 3,806,475         |
| 売掛金                | 4,533,909         | 1年内返済予定の長期借入金        | 1,500,000         |
| 製品                 | 1,206,124         | 未払金                  | 419,160           |
| 仕掛品                | 1,840,752         | 未払費用                 | 17,881            |
| 原材料及び貯蔵品           | 1,565,780         | 未払法人税等               | 344,419           |
| 前渡金                | 7,000             | 前受金                  | 137               |
| 前払費用               | 24,029            | 預り金                  | 21,466            |
| その他                | 981,670           | 賞与引当金                | 103,527           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>20,933,782</b> | 設備関係電子記録債務           | 1,611,162         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>20,744,697</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>12,434,908</b> |
| 建物                 | 3,675,511         | 長期借入金                | 12,300,000        |
| 構築物                | 178,122           | 資産除去債務               | 32,000            |
| 機械装置               | 7,235,741         | 繰延税金負債               | 102,592           |
| 車両運搬具              | 19,094            | その他                  | 315               |
| 工具器具備品             | 232,006           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>21,272,176</b> |
| 土地                 | 1,433,941         | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| 建設仮勘定              | 7,970,279         | 株主資本                 | 12,603,834        |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>6,068</b>      | 資本剰余金                | 9,155,228         |
| 電話加入権              | 1,947             | 資本剰余金                | 6,662,707         |
| ソフトウェア             | 3,659             | 資本準備金                | 6,662,707         |
| その他                | 461               | 利益剰余金                | △3,211,994        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>183,016</b>    | その他利益剰余金             | △3,211,994        |
| 投資有価証券             | 78,776            | 特別償却準備金              | 179,172           |
| 長期前払費用             | 10,697            | 繰越利益剰余金              | △3,391,167        |
| 前払年金費用             | 50,427            | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△2,106</b>     |
| その他                | 43,414            | 評価・換算差額等             | 18,685            |
| 貸倒引当金              | △300              | その他有価証券評価差額金         | 18,685            |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>33,894,696</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>12,622,520</b> |
|                    |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>33,894,696</b> |

## 損益計算書

(自 2020年4月1日)  
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 金 額        |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 22,754,316 |
| 売上原価         |         | 20,895,031 |
| 売上総利益        |         | 1,859,284  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,879,972  |
| 営業損失         |         | 20,687     |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息及び配当金    | 2,013   |            |
| 為替差益         | 29,153  |            |
| 受取補償金        | 6,785   |            |
| その他の         | 14,596  | 52,548     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 50,043  |            |
| シンジケートローン手数料 | 10,919  |            |
| その他の         | 1,488   | 62,451     |
| 経常損失         |         | 30,590     |
| 特別利益         |         |            |
| 貸倒引当金戻入額     | 151     |            |
| 補助金収入        | 80,656  | 80,808     |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産除却損      | 19,879  |            |
| 固定資産圧縮損      | 68,208  | 88,088     |
| 税引前当期純損失     |         | 37,870     |
| 法人税、住民税及び事業税 | 282,709 |            |
| 法人税等調整額      | 93,784  | 376,494    |
| 当期純損失        |         | 414,364    |

## 株主資本等変動計算書

( 自 2020年4月1日 )  
( 至 2021年3月31日 )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |           |            |            |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金 |            |            |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金  |            | 利益剰余金合計    |
|                         |           |           | 特別償却準備金   | 繰越利益剰余金   |            |            |
| 当 期 首 残 高               | 9,155,228 | 6,662,707 | 6,662,707 | -         | △2,797,630 | △2,797,630 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |           |           |            |            |
| 特別償却準備金の積立              |           |           |           | 179,172   | △179,172   | -          |
| 当 期 純 損 失               |           |           |           |           | △414,364   | △414,364   |
| 自己株式の取得                 |           |           |           |           |            |            |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額(純額) |           |           |           |           |            |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -         | -         | -         | 179,172   | △593,536   | △414,364   |
| 当 期 末 残 高               | 9,155,228 | 6,662,707 | 6,662,707 | 179,172   | △3,391,167 | △3,211,994 |

|                         | 株主資本   |            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|--------|------------|------------------|----------------|------------|
|                         | 自己株式   | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |            |
| 当 期 首 残 高               | △2,077 | 13,018,228 | 11,340           | 11,340         | 13,029,568 |
| 当 期 変 動 額               |        |            |                  |                |            |
| 特別償却準備金の積立              |        | -          |                  |                | -          |
| 当 期 純 損 失               |        | △414,364   |                  |                | △414,364   |
| 自己株式の取得                 | △29    | △29        |                  |                | △29        |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額(純額) |        |            | 7,344            | 7,344          | 7,344      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △29    | △414,393   | 7,344            | 7,344          | △407,048   |
| 当 期 末 残 高               | △2,106 | 12,603,834 | 18,685           | 18,685         | 12,622,520 |

## <個別注記表>

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① その他有価証券  
・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② たな卸資産  
製品・仕掛品・原材料 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- |      |        |
|------|--------|
| 建物   | 7年～38年 |
| 機械装置 | 2年～12年 |
- ② 無形固定資産（ソフトウェア）（リース資産を除く）  
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額から年金資産額を控除した金額を計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の数理債務との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における数理債務の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の処理方法 税抜方式を採用しております。
- (5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

二次電池事業に関する固定資産の減損損失の認識の要否

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、二次電池を搭載した最終製品の需要減少や顧客の操業停止の影響等を受けた結果、当社の売上高は計画に対して未達となり、また、中期的な増産に向けた設備投資等の体制整備に伴い固定費が増加しております。それらの要因により当社は継続して営業損失を計上していることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが有形固定資産の帳簿価額20,744,697千円を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

### ② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の有形固定資産は、福井事業所の二次電池事業（単一セグメント）に関するものであり資産グループも単一グループとして認識しております。

減損の兆候があると認められかつ、当該事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、当該事業の将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された中期事業計画を基礎とし、既存顧客や新規顧客への拡販により販売数量の増加を見込んでおります。一方、販売単価から主原料単価を差し引いた加工販売単価については顧客との交渉状況や市場予測値を考慮しています。

こうした予測は顧客からの受注の獲得や加工販売単価の見積りといった高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による将来キャッシュ・フローの見積りへの影響はありません。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 建物     | 758,298千円   |
| 土地     | 1,125,321   |
| 投資有価証券 | 36,809      |
| 計      | 1,920,429千円 |

#### ② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 300,000千円   |
| 長期借入金         | 1,500,000   |
| 計             | 1,800,000千円 |

- |     |                                                                                                                    |              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| (2) | 有形固定資産の減価償却累計額                                                                                                     | 16,561,360千円 |
| (3) | 当事業年度において国庫補助金の受入れにより圧縮記帳を行った額                                                                                     |              |
|     | 建物                                                                                                                 | 18,746千円     |
|     | 構築物                                                                                                                | 193          |
|     | 機械装置                                                                                                               | 49,230       |
|     | 工具器具備品                                                                                                             | 38           |
|     | 計                                                                                                                  | 68,208千円     |
|     | 固定資産にかかる国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額                                                                                       |              |
|     | 建物                                                                                                                 | 427,908千円    |
|     | 構築物                                                                                                                | 12,230       |
|     | 機械装置                                                                                                               | 2,716,503    |
|     | 車両運搬具                                                                                                              | 2,540        |
|     | 工具器具備品                                                                                                             | 48,454       |
|     | ソフトウェア                                                                                                             | 561          |
|     | 計                                                                                                                  | 3,208,198千円  |
| (4) | 電子記録債権譲渡高                                                                                                          | 467,779千円    |
| (5) | 財務制限条項<br>(2017年3月28日契約)                                                                                           |              |
|     | 株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高1,800,000千円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。                 |              |
|     | 2017年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。 |              |
|     | 本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。        |              |
|     | (2020年1月28日契約)                                                                                                     |              |
|     | 株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高12,000,000千円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。                |              |
|     | 2020年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。 |              |
|     | 本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。        |              |
| (6) | 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                                                                                                 |              |
|     | 短期金銭債権                                                                                                             | 11,082千円     |
|     | 短期金銭債務                                                                                                             | 1,477        |

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入

6,000千円

営業費用

216,928

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 32,533,000         | —                 | —                 | 32,533,000        |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 1,086              | 33                | —                 | 1,119             |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び住友化学グループのグループファイナンス等に限定し、また、資金調達については増資、銀行借入及び住友化学グループのファイナンスによる方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金並びに未払金、設備関係電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

営業債務、未払金、設備関係電子記録債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|                | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円) |
|----------------|------------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預金     | 2,529,752        | 2,529,752  | —       |
| (2) 受取手形       | 4,338            | 4,338      | —       |
| (3) 電子記録債権     | 267,554          | 267,554    | —       |
| (4) 売掛金        | 4,533,909        | 4,533,909  | —       |
| (5) 投資有価証券     | 46,701           | 46,701     | —       |
| 資産計            | 7,382,257        | 7,382,257  | —       |
| (1) 支払手形       | 440              | 440        | —       |
| (2) 電子記録債務     | 1,012,596        | 1,012,596  | —       |
| (3) 買掛金        | 3,806,475        | 3,806,475  | —       |
| (4) 未払金        | 419,160          | 419,160    | —       |
| (5) 設備関係電子記録債務 | 1,611,162        | 1,611,162  | —       |
| (6) 長期借入金(*1)  | 13,800,000       | 13,800,000 | —       |
| 負債計            | 20,649,834       | 20,649,834 | —       |

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

負 債

(1)支払手形、(2)電子記録債務、(3)買掛金、(4)未払金、(5)設備関係電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額32,075千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 売掛金                   | 761,500千円    |
| 賞与引当金                 | 31,534       |
| 未払法定福利費               | 5,003        |
| 未払事業税                 | 29,346       |
| ゴルフ会員権評価損             | 9,459        |
| 減価償却超過額               | 6,658        |
| 減損損失                  | 124,738      |
| 資産除去債務                | 10,036       |
| 税務上の繰越欠損金             | 1,990,548    |
| その他                   | 265          |
| 繰延税金資産小計              | 2,969,091千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △1,990,548   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △978,543     |
| 評価性引当額小計              | △2,969,091千円 |
| 繰延税金資産合計              | －千円          |

### 繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| 前払年金費用       | △15,360千円  |
| その他有価証券評価差額金 | △8,184     |
| 特別償却準備金      | △78,481    |
| その他          | △566       |
| 繰延税金負債合計     | △102,592千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △102,592千円 |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称又は氏名  | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目      | 期末残高(千円) |
|---------|-------------|-------------------|-----------|-------|----------|---------|----------|
| 親会社の子会社 | 住化ファイナンス(株) | －                 | 資金の預入     | 資金の預入 | －        | グループ預け金 | －        |
|         |             |                   |           | 資金の払戻 | 700,000  |         |          |

(注) グループ預け金の金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 10. 1 株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 388円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △12円74銭 |

## 11. その他の注記

(退職給付会計)

## (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## (2) 確定給付制度

## ① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 退職給付引当金 (△は前払年金費用) |           |
| の期首残高              | 26,222千円  |
| 退職給付費用             | △3,611    |
| 制度への拠出額            | △73,039   |
| 退職給付引当金 (△は前払年金費用) |           |
| の期末残高              | △50,427千円 |

## ② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 757,006千円 |
| 年金資産                | △807,434  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △50,427千円 |

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 退職給付引当金 (△は前払年金費用)  | △50,427千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △50,427千円 |

## ③ 退職給付費用

|                |          |
|----------------|----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | △3,611千円 |
|----------------|----------|

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社田中化学研究所  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 木 修 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 米 山 英 樹 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田中化学研究所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

なお、2020年6月26日に開催されました第64期定時株主総会において、当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2021年4月1日から2021年6月25日までの監査につきましては、現監査等委員会が前監査役及び前監査役会が実施してきた監査内容を引き継ぎ、その方法及び結果を確認のうえ、当事業年度の報告としております。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、当社の内部監査室その他内部統制所管部署と連携のうえ、取締役会、執行役員会議、部室長会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②財務報告に係る内部統制について、取締役及び内部監査室並びに会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③計算書類の個別注記表に記載されている親会社等との取引について、会社法施行規則第118条第5号イに定める取引を行うに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び同号ロの当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人である有限責任 あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、有限責任 あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、有限責任 あずさ監査法人から「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④計算書類の個別注記表に記載されている「関連当事者との取引に関する注記」については、親会社並びに兄弟会社等との取引について記載しておりますが、当該取引を行うにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社 田中化学研究所 監査等委員会

独立社外取締役監査等委員（常勤） 大 嶋 哲 夫 ㊟

独立社外取締役監査等委員 増 田 仁 視 ㊟

独立社外取締役監査等委員 井 上 毅 ㊟

以 上





